

ママ&ベビーヨガインストラクター養成講座

<講座目的>

ベビーの心と身体についての知識と理解を深め、安全かつ母子のスキンシップを大切にしながら楽しいヨガレッスンを提供できるインストラクターを養成いたします。

- ・乳児の発育過程について学習します。
- ・月齢や成長に合わせたヨガのポーズを習得します。
- ・赤ちゃんを抱っこしたまま安全に楽しめるヨガのポーズ習得します。
- ・手遊び歌など楽しめるスキンシップ法も学びます。
- ・レッスン中に赤ちゃんが泣いてしまった時や授乳タイムとなった時も臨機応変にレッスンを進められるコツとスキルを身に着けます。

<応募資格>

- ・今後ママ&ベビーヨガインストラクターとして活動をしたいと希望している女性
 - ・ヨガ経験者（指導歴は問いません）
 - ・産前産後女性のためのケアやサービスを行っている方
 - ・産前産後女性のためのケアやサービスを勉強されている方
- ※受講者ご自身の妊娠・出産の有無は問いません

<マタニティヨガ養成講座カリキュラム>

養成講座は6時間×3日間、全18時間にて行われます。

【講義】

- ・ベビーヨガとその目的
- ・乳幼児の成長・発達
- ・ベビーマッサージ・ヨガの効果
- ・乳児応急処置 等

【実技】

- ・ママ&ベビーヨガアーサナ、呼吸法
- ・月齢、成長、発育に適したヨガポーズ
- ・マッサージ・手遊び歌
- ・ママとベビーを呼んでのリアルレッスン体験
- ・デモレッスン 発表 等

■養成講座概要

<開催日>

第2期：下記3日間 10:00-17:00（途中1時間程度の休憩があります）

1日目：2018年3月11日（日）

2日目：2018年3月17日（土）

3日目：2018年3月18日（日） 全3日間/18時間

<会場>

A Life Labo (ココカラウィメンズクリニック内ラーニングセンター)
〒461-0001 名古屋市東区泉 1-23-36 NBN 泉ビル 4F
地下鉄桜通・名城線「久屋大通」駅 1A 出入口 徒歩 1 分

<講師>

35yoga 認定 マスターインストラクター 伊藤智尋
35yoga 代表 マスターインストラクター 柘植有美

<定員>

10 名 ※最小催行人数3名

<受講料>

ベビーヨガインストラクター養成講座 97,200 円 (税込)

修了生割引

35yoga が開催するその他の養成講座をすでに修了した方/受講中の方 90,000 円 (税込)

早期予約割引

2018 年 1 月 31 日 (水) までのエントリー 92,340 円 (税込)

※テキスト・修了証を含みます

<託児について>

3 日間集中の短期講座となりますので、この講座ではお子様は同伴いただけません。
あらかじめご了承ください。

<その他>

妊娠されている方でも参加可能です。但し安定期に入っている元気な妊婦さんで、必ず主治医の許可を得てください。

■養成講座エントリー方法

<講座受講規約>に同意の上、別紙応募用紙をご記入の上、2018 年 2 月 25 日 (日) までに株式会社 Areus35yoga 事務局までメールまたは郵送にて送付ください。

■よくあるご質問

Q：身体が硬いのですが、養成講座に参加できますか？

A：はい。ヨガ実践に困難な怪我や病気などがなければ受講に際して体の硬さについては不問です。

もともと運動が苦手だったという人や、体力に自身がないという人も養成講座受講中、積極的にトレーニングをすることで、ご自身の体の変化をぜひ感じてみてください。

Q：現在子育て中ですが、養成講座に参加できますか？

A：はい、もちろんご参加いただけます。女性は妊娠、出産、子育てなどにより生活スタイルが変わったり、お仕事がストップしてしまうことがあります。35yoga ではそのような機会をむしろチャンスととらえています。妊娠や出産という経験を、どうぞ産後ヨガで活かしてください。今までの受講生達の 9 割が子育て中のママです。

Q：現在育児休暇中ですが、養成講座に参加できますか？

A：はい、もちろんご参加いただけます。今までも育児中渦中に資格を取得したい、スキルアップしたいという受講生の方が多数参加されています。職場フックまでの限られた時間をぜひ有効活用してください。

Q：受講料は分割で支払うことはできますか？

A：はい。分割払いも可能ですのでご相談ください。

Q：養成講座修了後、すぐにレッスンは開催できますか？

A：受講された方のレベルなどによりますが、出来る限りすぐに開催できるまでのノウハウをお伝えします。また、修了者には「認定インストラクター登録制度」を設けております。実地研修や、個別指導、インストラクターとしてのプロモーションや集客などをサポートいたしますので併せてご検討ください。

Q：養成講座を修了した後、仕事の斡旋などはしてもらえますか？

A：申し訳ありませんが、お仕事の斡旋は必ずしもお約束できるものではありません。ですが、35yoga 認定インストラクター登録をされた方には、優先的にお仕事のご紹介をさせていただきます。

Q：受講後、特にヨガの指導をする予定はないのですが受講可能ですか？

A：はい。今までも一般企業の会社員の方が育児休暇中に受講されたり医療従事者、ベビーマッサージの先生、スポーツトレーナーの方も受講されています。「産後のヨガを学びたい」という方であれば受講いただけます。

Q：家庭で申込用紙を印刷できません。申し込みはできますか？

A：申込用紙はメール送信でも承っておりますのでWordで記入したデータをメールで送付していただいてもOKです。またwordがない場合は、ひとまずメールに必要事項を記載の上お申し込みください。弊社より申込用紙を郵送いたします。

Q：受講日に欠席などをした場合の振替受講はできますか？

A：原則出来ませんが、次期以降の同プログラムの日に振り替え受講をしていただけます。ご相談ください。

Q：受講について家族と相談をしています。締め切り日が過ぎても申込できますか？

A：定員に達していなければ申込締め切り後でもエントリーいただけます。ただ資料の準備がございますので、検討中の方はご一報いただくと助かります。

<講座受講規約>

第1条(適用範囲)

本規約は、株式会社 Areus ライフデザイン事業部 35yoga グループ(以下「35yoga」といいます。)が主催するすべての養成講座(以下、「本講座」といいます。)を対象とし、効力を生じます。

第2条(受講の申込み)

本講座の受講申込みは、35yoga が定める所定の方法に従って行うものとします。

第3条(受講契約の成立)

本講座の受講の申込みの後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

第4条(受講料の額)

受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

第5条(講座開催日前の解約)

本講座については、次に定めるとおりのキャンセル料が発生いたします。なお、「講座開始」とは、その養成講座が始まる最初の日のことをいいます。また、本講座のキャンセルの通知があった時点は、メール、郵送その他明確な方法による通知が 35yoga に到達し、35yoga が覚知した時点を行います。

▶受講料決済後から講座開始の8日前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の0%の額

▶講座開始日の7日前から3日前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の50%の額

▶講座開始日の2日前から講座開始の24時間前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の70%の額

▶講座開始の24時間前以降から講座開始までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の100%の額

解約が成立した際は、受講料から上記キャンセル料を差し引いた額を指定口座に振込にて返金いたします。その際の振込手数料は受講者の負担となります。

第6条(講座開講日以降の解約)

講座開催の日以降の受講者からの解約(受講契約の解除)は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切いたしません。

第7条(受講料の返金)

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切いたしません。

第8条(講座の振替)

受講者が講座に出席できない場合において、35yoga が認める場合は、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます。

第9条(講座開催の中止および延期)

本講座の受講の申込者が3名に満たない場合、35yogaは講座の開催の日の1週間前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金するものとします(なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、35yogaはその賠償の義務を負わないものとします。)

また講座開始後に35yogaや講座会場の都合および降雪などの悪天候により講座開催が困難であると35yogaが判断した場合、35yogaは本講座の中止もしくは開催日時の変更をすることができます。

第10条(著作物)

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物(ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。)に関する著作権は35yogaに帰属し、受講者が35yogaの事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為(次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。)を行うことを禁じます。

- (1)本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2)本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3)私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

第11条(秘密保持)

受講者は、本講座を受講するにあたり、35yogaによって開示された35yoga固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第12条(遵守事項)

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1)35yoga及び講師の指示に従うこと及び他の受講者や講座会場および近隣施設の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (2)本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、35yoga及び講師に一切の責任を求めないこと
- (3)他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行わないこと
- (4)本講座の内容につき、録音又は録画をしないこと

第13条(受講資格の失効)

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに35yogaの如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- (1)本規約又は法令に違反した場合
- (2)公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (3)35yogaの保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (4)35yoga又は35yogaの利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (5)35yogaの事業活動を妨害する等により35yogaの事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (6)他、35yogaが本講座受講生として不適切であると判断した場合

第14条(地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

第 15 条(損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定めにより違反したことにより、35yoga 及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 16 条(免責事項)

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、35yoga は一切の責任を負わないものとします。

第 17 条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第 18 条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

第 19 条 (改定等)

(1)本規約に定めのない事項については、35yoga が決定します。

(2)本規約は、受講生に対する事前の連絡なく、35yoga の判断により改定することができます。

以上

株式会社 Areus 35yoga 事務局
名古屋市中区栄3丁目 1-1 広小路本町ビルディング 11 階
052-857-8906 / info@35yoga.com